

加須市不妊治療費助成事業のご案内

加須市では、特定不妊治療（体外受精もしくは顕微授精）または特定不妊治療の一環として実施される男性不妊治療（精巣内精子採取術など）を受けた方を対象に、その治療費（保険適用分に限る）に対し、健康保険組合からの給付（高額療養費や付加給付金）を控除した額の**2分の1（上限15万円）**を助成します。助成回数は、男女1組につき1年度当たり上限15万円を限度とし、通算5年度までです。

1 対象となる方

次の全ての項目に該当する方が対象です。

- （1）**申請日時点**で、男女の一方又は双方が市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されていること。
- （2）男女ともに、市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- （3）男女の一方が他市町村に居住している場合で、他の市町村で実施する不妊治療費助成事業に基づく助成を受けていないこと。

2 対象治療

医療機関において、保険診療として実施した男女間における特定不妊治療（体外受精もしくは顕微授精）、特定不妊治療の一環として実施される男性不妊治療（精子を採取する手術（精巣内精子採取術など））とします。

3 助成対象経費

助成対象経費は、前述の対象治療について、ホルモン注射等による採卵に向けた準備から受精及び胚移植（凍結胚の移植については、凍結胚の融解から胚移植）を経て妊娠の確認までの治療（当該治療を途中で中断した場合を含む。）に要した費用のうち、申請者が負担し、健康保険組合からの給付（高額療養費や付加給付金）を控除した額です。

※対象治療の会計の際には、医療機関の窓口で保険証と「限度額適用認定証」を提示することで、窓口負担額が軽減されることがあります。

※「限度額適用認定証」や健康保険組合からの給付については、加入する健康保険組合にご確認ください。

4 助成内容

前述の助成対象経費の**2分の1（1,000円未満は切り捨て）**とし、**15万円を上限**とします。支給金額が男女1組につき1年度当たり15万円に達するまで助成します。

通算5年度までで、他の市町村で実施する不妊治療費助成事業による助成や、過去の「保険適用外の不妊治療費への助成」は、本市における助成通算年数及び金額に含めるものとします。

※助成年度は、治療終了日ではなく申請を受理した日で決定します。4月1日～翌年3月31日に申請した対象治療に対して、それぞれ支給額を決定し、15万円に達するまで支給決定をします。

5 申請手続き

(1) 申請の流れ

①対象治療は複数回の通院が必要です。通院ごとに医療費をお支払いください。

※領収書や診療明細書は保管してください。

②対象治療が終了したら、「加須市不妊治療実施証明書」を医師に記入を依頼してください。

③下記の提出書類をすべて揃えて、申請期限内に申請してください。

(2) 申請期限

治療終了日（「加須市不妊治療実施証明書」4 治療期間 の終了日）から1年を経過した日です。

	治療開始日	治療終了日	治療終了日から 1年を経過した日	申請期限（必着）
例1	令和6年4月30日	令和6年7月30日	令和7年7月30日	令和7年7月30日
例2	令和7年1月30日	令和7年4月30日	令和8年4月30日	令和8年4月30日

(3) 必要書類

ア 不妊治療費助成金支給申請書

イ 加須市不妊治療実施証明書の原本

ウ 男女の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（いずれも男女で住所地が異なる場合に限る。）

エ 治療費の領収書や診療明細書の原本

※申請時にコピーをとり、原本は返却します。その際に原本に申請済みの印を押させていただきます。

オ 助成金の振込みを希望する銀行等口座の通帳やキャッシュカード

カ 事実婚関係に関する申立書（婚姻していない男女で、住民票上で同一世帯ではない場合）

キ その他市長が必要と認める書類

- ・男女の一方が加須市に住民票がない場合

：他市町村にお住まいの方の住民票の写し等の提出を求める場合があります。

- ・同じ月に同じ医療機関で受診した時の保険適用分負担額の合計が21,000円を超えた場合

：診療月から3か月程度経過してから、健康保険組合からの給付（高額療養費や付加給付金）が支給決定する可能性があります。その場合は、その支給決定額が分かる通知書等の提出を求める場合があります。

6 助成金の支給

審査の結果、支給要件に合致している場合は助成金支給決定通知書を郵送し、指定された口座に助成金を振り込みます。

支給要件に合致しない場合は、その理由を記載した助成金不支給決定通知書を郵送します。

7 ご注意

支給の決定通知は申請から約1か月後に郵送され、その後指定の口座に振り込まれます。ただし、書類の不備・確認ができない時はこの限りではありません。

8 その他

- ◎申請された対象治療について、治療内容等で助成金支給の可否の判断上、不明な点があるときは、治療内容等について医療機関に問い合わせることがありますのでご了承ください。
- ◎虚偽その他不正の手段により助成金の支給を受けたことが判明したときは、当該助成金の返還をしていただきます。
- ◎本事業は、毎年度ごとの予算化により実施する事業ですので、やむを得ない理由により事業の変更・休止等が行われることがありますので、あらかじめご了承ください。

参 考（埼玉県が行っている相談窓口）

○埼玉県不妊専門相談センター

専門医による、不妊に関する検査や治療などの医学的な相談（面接相談・予約制）を行っています。

- ・不妊の検査は、どんなことをするの？
- ・不妊の治療は、どんな治療がある？
- ・現在行っている治療に不安がある・・・。
- ・不育症について相談したい。など

場所：川越市鴨田1981

埼玉医科大学総合医療センター内

予約方法：以下の申込フォームに必要事項を入力してください。

<https://forms.gle/iG4DHd9qsGMi4BVF9>



※申込フォームから送信後、約1週間以内にオンライン診療システムの案内のメールが返信されますので、当システムから相談予約を取得してください。

※相談は無料ですが、相談予約時に、本人確認のため保険証の登録及びクレジットカードの登録が必要となります。クレジットカードのない方は、メールでご希望日候補をあげいただき調整いたします。

相談費用：無料

電話のお問合せ先：049-228-3732

※電話対応時間：月～金曜日 15時00分～16時00分（祝・休日、年末年始を除く）

○不妊・不育症・妊娠に関する電話相談

助産師による、妊娠・不妊・不育症に関する電話相談を行っています。

電 話：048-799-3613

日 時：月・金曜日 10時～15時

第1・第3土曜日 11時～15時

16時～19時

（祝・休日、年末年始を除く）

問合せ先（申請窓口）

すくすく子育て相談室	電話：０４８０（６２）１５１０
〒３４７－８５０１ 加須市三俣二丁目１番地１	
加須市役所本庁舎５階４番窓口	